

令和2年度 横浜市精神保健福祉審議会 第1回 依存症対策検討部会

日 時 : 令和2年6月3日(水)
午後4時00分～午後6時00分(予定)
会場(事務局): 横浜市こころの健康相談センター 会議室
Web会議形式で開催

《次 第》

1 開会

- (1) 委員の紹介

2 報告

- (1) 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の策定について
- (2) 横浜市の依存症対策の取組について

3 議題

- (1) 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の方向性について
- (2) 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)に盛り込む取組案について

4 その他

【配布資料】

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 資料1 | 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の策定について |
| 資料2 | 国が政令市に求める依存症対策と本市の取組 |
| 資料3 | 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の方向性について |
| 資料4 | 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)に盛り込む取組案について |
| 資料5 | 横浜市精神保健福祉審議会条例・運営要領 |

横浜市依存症対策・地域支援計画(仮称)の策定について

1 趣旨

横浜市の依存症対策の推進に向けた「横浜市依存症対策・地域支援計画(仮称)」を策定します。本計画では、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩むご本人やご家族への支援に着目し、関係者と支援の方向性を共有することで、包括的な支援の提供を目指します。

2 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画期間(予定)

策定後、5年間(令和3年度～令和7年度)

(2) 計画の位置づけ

国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき、本市が任意で策定するものです。

(3) 計画内容

横浜市の依存症者の現状や、医療機関、回復支援施設等の社会資源の状況などを踏まえた依存症者への支援の方向性をまとめます。

また、アルコール・薬物・ギャンブル等のそれぞれの依存症の状況や特徴を捉えた支援策等を盛り込むことを想定しています。

3 計画の検討体制

(1) 依存症対策検討部会

ア 位置づけ

横浜市の依存症対策に関する事業・取組の実施に関すること等について、有識者等の方から、専門的な意見を受け審議するため、横浜市の附属機関である精神保健福祉審議会の部会として設置しています。

令和2年から3年にかけては、「依存症対策・地域支援計画(仮称)」の検討を行うため、設置当初の学識経験者の委員に加え、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症の当事者やご家族、支援団体、関係団体等の代表者にも参画いただき、依存症の予防や回復に必要な支援について検討します。

イ 委員構成

令和元年度までの委員5名に、令和2年度に12名を加えた 計17名(委員名簿のとおり)

<参考>平成30年度から令和元年度までの委員

	氏名	役職ほか
1	伊東 秀幸	田園調布学園大学 副学長
2	長谷川 吉生	神奈川県精神科病院協会監事 日向台病院院長
3	松下 年子	横浜市立大学 看護学科教授
4	小林 桜児	神奈川県立精神医療センター医療局長
5	松崎 尊信	国立病院機構 久里浜医療センター 医長

ウ 開催回数及び開催時期(予定)

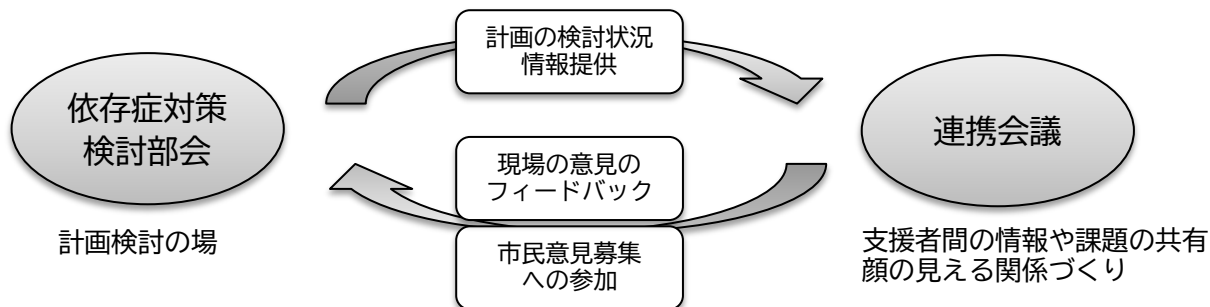
令和2年度に4回(6月、8月頃、11月頃、令和3年1月頃)、令和3年度に1回を予定

(2) 計画への意見反映

依存症の回復には医療とともに民間団体の支援が大変重要であることから、市内の民間団体から丁寧にご意見を伺いたいと考えています。

そのため、支援に携わる方を中心とした連携会議※の場において、計画の検討状況を積極的に情報提供し、現場の意見を伺いながら検討を進めます。さらに、市民、関係者の意見提案の機会を確保するため、市民意見募集を実施し、意見募集への当事者、家族、支援者等の参加も推進していきます。

※連携会議：厚生労働省が定める依存症対策総合支援事業に基づく「依存症相談拠点」の事業で、地域における依存症に関する課題や情報の共有を行い、連携を深める場として、回復支援施設や自助グループ等の民間団体、行政、医療・福祉・司法等の関係機関等の幅広い関係者で構成する会議



(3) 計画策定の基礎資料

計画検討の基礎資料として、昨年度実施したヒアリング等の結果に加え、今年度は、回復施設利用者（利用している／していた方）への聞き取り調査を、横浜市立大学へ委託して、実施します。

ア 目的

依存症となった経緯、回復施設等の支援につながった経緯、これまでに受けた支援、逆に、支援につながらなかった障壁などを聞き取り、当事者の実態について把握していきます。

イ 調査方法

30～45人程度（アルコール・薬物・ギャンブル等依存症 各 10～15 人程度）を対象とした、対面式※のインタビュー調査による聞き取り ※感染症対策の影響により実施方法については再検討中

ウ スケジュール ※感染症対策の影響により実施時期については変更となる可能性があります。

5～6月頃にインタビューを実施し、9月頃までに中間報告をいただき、計画素案へ反映予定です。

4 今後のスケジュール(予定)

(令和2年度)

	依存症対策検討部会	連携会議
令和2年6月3日	第1回 計画検討開始	
6～7月頃		第1回 各団体の取組情報収集や、連携会議での取組などについて意見交換（予定）
8月頃	第2回 骨子案の確定 素案の検討	
9～10月頃		第2回 素案について意見交換
11月頃	第3回 素案の作成	
12月頃		第3回 素案の報告
令和3年1月頃	第4回 素案の報告	

(令和3年度)

令和3年4月～ 市民意見募集、原案の作成、計画策定

国が政令市に求める依存症対策と本市の取組（報告）

横浜市では、国の定める依存症対策総合支援事業等に基づき、従来から、政令市に求められる取組を進めてきました。

法律・計画の体系

アルコール

アルコール健康障害対策基本法(H26)

アルコール健康障害対策推進基本計画(H28)

アルコール健康障害対策推進ガイドブック(H28)

神奈川県アルコール健康障害対策推進計画(H30)

薬物

再犯防止計画(H29)

第五次薬物乱用防止5か年戦略(H30)

ギャンブル

ギャンブル等依存症対策基本法(H30)

ギャンブル等依存症対策推進基本計画(H31)

神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(仮称、今後制定予定)

政令市の役割

依存症対策総合支援事業(厚生労働省通知・H29)

国が示す事業内容

横浜市の令和元年度の実施内容

相談拠点の設置

地域支援体制推進事業

① 専門医療機関等の選定

県と連携し、県が選定

② 相談拠点

こころの健康相談センターに設置 R2.3月～

③ 地域支援計画

連携会議

行政・医療・福祉・司法等、関係機関による会議開催
(情報共有・研修計画調整)

連携会議の開催(令和2年度から)

相談事業

依存症相談員の配置による相談実施

依存症専門相談(ここセン) H29～
精神保健福祉相談(区)

普及啓発

病識の周知、社会資源情報の提供、相談場所の周知等

・広報よこはま(特集記事2回)
・ギャンブル等依存症啓発カード R1～
・公共交通広告
・特別相談会
・パネル展示
・家族向けセミナー(夜間に開催)
・かながわ依存症ポータルサイト記事
・区の取組として講演会等

研修事業

相談対応、医療、生活支援の従事者に向けた研修の実施

これまでの研修に加え
・支援者向け社会資源紹介研修
・リカバリースタッフ向け研修

回復支援

集団プログラムの実施

回復プログラム(WAI-Y) H29～

家族支援

家族に向けた、家族会、家族教室
個別相談支援の実施

家族教室(ここセン・区)
(再掲)家族向けセミナー
(再掲)依存症専門相談

民間団体支援(事業補助)

民間団体の活動(ミーティング・情報提供・普及啓発・相談)に対する支援

民間団体補助金事業の創設 R1～

横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の方向性について

1 本計画が目指すもの

今、依存症に悩んでいるご本人やご家族の感じている生きづらさや孤独が軽減され、自分らしく健康的な暮らしを送ることができるよう、支援に関わる幅広い関係者で、支援の方向性を共有し、包括的な支援を提供するとともに、予防に資する取組を実施すること。

本計画では、多くの支援者・関係者の皆様と方向性を共有するためにも、「依存症」「回復」を以下のように定義したいと考えています。

依存症とは

アルコールや薬物などの物質の使用や、ギャンブル等やゲームなどの行為について、日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、「やめたくても、やめられない」「コントロールできない」状態のこと。

回復とは

依存症に悩むご本人やご家族の感じている生きづらさや孤独が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進んでいけること、自分らしく健康的な暮らしを続けること。

2 課題と取組の整理について

昨年度、本市における依存症に関する相談・支援の実態を把握するため、回復支援施設、依存症支援を専門としていない相談支援機関、行政機関に対し、ヒアリングやアンケート調査を実施しました。

【回復支援施設での現状】

- ・対象とする依存症者像や支援内容に施設ごとの特色がある
- ・生活課題のニーズに対応しているが、一方で負担が大きい
- ⇒【課題】
- ・支援者が連携し、利用者のニーズにあった支援を提供できるとよい
- ・内科や一般の精神科からの紹介が少ない
- ・生活支援を必要とする利用者への対応
- ・支援者によるアセスメント(その方にあった支援を見極める)の重要性
- ・回復施設スタッフの人材育成、ケアなどの必要性

回復支援を受けている人、回復を続ける人への支援



【相談支援機関、行政機関での現状】

- ・多くの機関で依存症が疑われる事例が存在
- ・他の課題の併存する利用者は多く存在し、中には深刻な事例が存在
- ⇒【課題】
- ・依存症支援のニーズがあるが、専門機関へのつなぎ先がわからない
- ・対象者の動機づけが難しい

依存症の支援につながらない人への支援



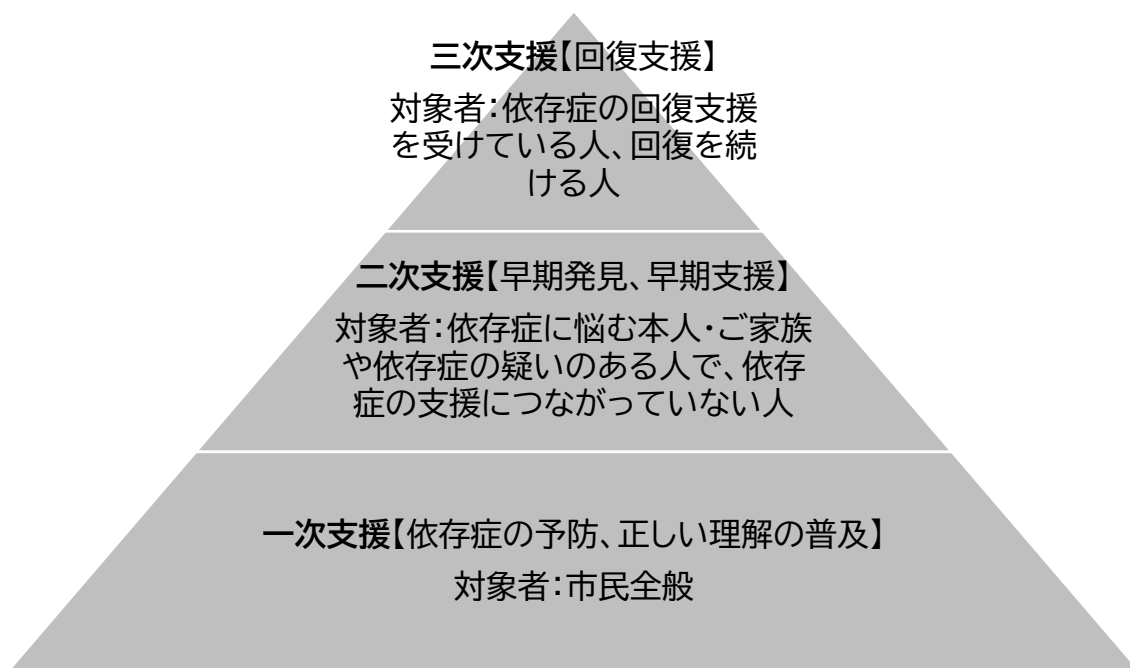
依存症予防の取組

3 支援の構成

【案】課題と取組を一次支援、二次支援、三次支援に分類し、整理

分類		対象者	取組の方向性
一次支援	依存症の予防、正しい理解の普及	市民全般	依存症の予防に資する効果的な普及啓発を実施する。対象とするのは、市民全般だが、リスクの高い人やその周囲の人を対象とした啓発も行う。 さらに、依存症についての誤解や偏見を減らすため、正しい理解を普及するための啓発も実施する。
二次支援	早期発見、早期支援	依存症に悩む本人・ご家族や依存症の疑いのある人で、依存症の支援につながない人	依存症に悩む当事者・家族が早期に支援につながるができるよう、相談周知の普及啓発や支援者間の連携推進を実施する。他の支援を受けているが、依存問題を抱えている可能性のある人や、そういった人を支援する人に向けた取組も行う。
三次支援	回復支援	依存症の回復支援を受けている人、回復を続ける人	支援につながった方が回復し、自分らしく健康的な生活を送ることができるよう依存症支援団体の安定した運営、支援体制の整備を支援する。

【イメージ】



4 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称) の想定する項目(骨子案のたたき台)

目次	想定する概要(案)
計画名称	横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)
第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	<p>計画策定の背景(これまでの対策)を説明し、依存症当事者や家族への支援に着目した計画であること、関係者(医療機関、民間団体※1、身近な支援者※2)と支援の方向性を共有するための計画であることを示す。</p> <p>※1 民間団体:ここでは、依存症の支援を専門とする回復施設、自助グループ等をいう ※2 身近な支援者:ここでは、依存症支援を専門としていない庁内外の相談・支援者をいう</p>
2 計画策定の位置付け	依存症対策総合支援事業要綱に基づく地域支援計画であることを記載。また、国・県・本市の他計画との関連について整理する。
3 計画の期間	令和3～7年度の5年間(仮)
4 対象とするもの	アルコール、薬物、ギャンブル等を中心とした依存症全般に対する対策であることを記載。
第2章 本市における依存症の現状と課題	
1 現状	本市における依存症に関するデータの整理、これまで実施された調査結果のまとめ、関係機関、民間団体での取組、本市の取組を整理する。
2 課題	<p>一次支援、二次支援、三次支援にわけて、「1 現状」で見えてきた課題を整理する。各依存症に特徴的な課題についても記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次支援:依存症にならないための予防、依存症に関する正しい理解の普及 ・二次支援:依存症者の早期発見、早期支援 ・三次支援:回復支援、回復し続けるための支援
第3章 依存症対策の取組方針	
1 基本目標・方針・目指すもの	依存症の予防、依存症に苦しむ当事者や家族が自分らしく安心して生活を送るための支援の提供に向け、一次支援・二次支援・三次支援のそれぞれの段階に応じた取組を推進することを記載する。
第4章 取り組むべき施策	
1 一次支援	<p>依存症の予防に資する効果的な普及啓発を実施する。各依存症に特徴的な取組についても記載する。対象とするのは、市民全般だが、リスクの高い人やその周囲の人を対象とした啓発も想定。</p> <p>さらに、依存症についての誤解や偏見を減らすため、正しい理解を普及するための啓発も実施についても記載する。</p>
2 二次支援	<p>依存症に悩む当事者・家族が早期に支援につながるができるよう、相談先の周知及び正しい知識の普及啓発の実施について記載する。また、他の支援を受けているが、依存症を抱えている可能性のある人が依存症の支援につながることができるよう、支援者間の連携推進について記載。各依存症に特徴的な取組についても記載。</p>
3 三次支援	<p>支援につながった方が回復し、安心して自分らしく生活できるよう支援体制の整備等の取組について記載。各依存症に特徴的な取組についても記載。</p>
第5章 計画の推進体制	
1 関係主体に期待される役割	4章で整理した施策について、各主体に期待される役割がわかるよう、関係主体別に再構成して整理。
2 計画の進行管理	計画を推進するための進行管理等について記載。
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・各種法律条文・計画等(抜粋) ・調査結果データ

横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)に盛り込む取組案について

	課題	取組案
一次支援 (依存症の予防)	<ul style="list-style-type: none"> ・早い時期から(学齢期)からの普及啓発の必要性 ・依存対象と出会う時期の正しい知識の普及啓発の必要性 ・ゲーム障害についての普及啓発の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの年齢(学齢期、依存対象と出会う時期等)に適した普及啓発・予防教育 ・こども・青少年へのネット・ゲームについての予防の知識提供
二次支援 (早期発見・早期支援)	<p>(本人・家族)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談に至るための本人・家族への情報不足 ・ハイリスクの人への啓発の必要性 <p>(身近な支援者): 依存症支援を専門としていない庁内外の相談・支援者を想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症専門以外の機関・窓口での依存症の疑いのある人の発見とつなぎの困難さ ・依存症専門以外の機関・窓口での支援情報・知識の不足 <p>(回復支援団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢や身体障害等で、依存症支援団体での支援の困難な事例がある ・利用者のニーズが団体に合わない場合に、支援が途切れてしまう可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人の目に触れる普及啓発 ・ハイリスクの人の目に触れる普及啓発 ・支援情報の収集と共有等(連携会議、HP、研修等) ・区での取組(関係各課で連携した相談等への対応) ・コーディネート機能を有する人材の育成 ・連携会議による、支援情報の収集と共有 ・幅広い関係者のネットワーク構築 ・支援者情報をまとめたHPなどの情報ツールの整備
三次支援 (回復支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症自体の支援より他の生活的な支援を必要とする人の存在(もともと生活に困難を抱える人、金銭管理等のポイントでの支援で問題が解決する人等) ・回復施設スタッフの人材育成、ケアの課題(継続した勤務に向けて) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の支援が必要な利用者への対応方法を検討 ・スタッフの人材育成・セルフケアのための取組(研修、相談会等) ・連携会議による、支援情報の収集と共有等【再掲】

○横浜市精神保健福祉審議会条例

平成 8 年 3 月 28 日

条例第 12 号

横浜市精神保健福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市精神保健福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 18 条例 8・全改)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立及び社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関係のある者のうちから市長が任命する。

(平 18 条例 8・追加)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(平 18 条例 8・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 条例 8・旧第 2 条繰下)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平 18 条例 8・旧第 3 条繰下)

(分科会)

第 6 条 審議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

(平 23 条例 50・追加)

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(平 18 条例 8・旧第 5 条繰下、平 23 条例 50・旧第 6 条繰下)

(幹事)

第 8 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(平 18 条例 8・旧第 6 条繰下、平 23 条例 50・旧第 7 条繰下)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 17 条例 117・一部改正、平 18 条例 8・旧第 7 条繰下、平 23 条例 50・旧第 8 条繰下)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 18 条例 8・旧第 8 条繰下、平 23 条例 50・旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。
附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)
附 則(平成 18 年 2 月条例第 8 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 45 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 10 条第 3 項の規定により横浜市精神保健福祉審議会の委員(以下「委員」という。)に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市精神保健福祉審議会条例第 2 条第 2 項の規定により任命された委員とみなす。
- 3 施行日において、委員に任命されている者に係る任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
附 則(平成 23 年 12 月条例第 50 号)抄
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市精神保健福祉審議会運営要領

最近改正 平成 25 年 4 月 15 日健障企第 726 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、横浜市精神保健福祉審議会条例（平成 8 年 3 月横浜市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、横浜市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事日程）

第 2 条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

（開会等）

第 3 条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

（議事の運営）

第 4 条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序による。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。

（発言及び採決）

第 5 条 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言するものとする。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するとき、その旨を宣告するものとする。

（会議録）

第 6 条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

（1）開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時

（2）出席委員及び欠席委員の氏名

（3）議事日程等

（4）議案に関する議事及び議決の状況

（5）議案及び関係資料

（6）その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合、又は次回の会議開催まで 1 か月以上を要する場合は、各委員への持ち回り又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとする。ことができる。

（分科会）

第 7 条 条例第 6 条の規定に基づき設置する分科会に副分科会長を置くことができる。副

分科会長は分科会の委員の互選により定める。

- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 条例第6条第2項により会長が指名する分科会の委員には、条例第2条第2項第2号に規定する者のうちから、分科会に必要な精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条に定める精神保健指定医の資格を有するものを含めることが望ましい。
- 4 分科会には、分科会委員のほかに外部委員を置くことができる。

(分科会の開催)

- 第8条 条例第6条第3項の規定に基づき選ばれた分科会長は、分科会の会務を総括する。
- 2 分科会の議事は、分科会の議決をもって決する。
 - 3 分科会の議事内容は、分科会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、分科会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(部会)

- 第9条 条例第7条の規定に基づき設置する部会に副部会長を置くことができる。副部会長は部会の委員の互選により定める。
- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 部会には、会長の指名により部会委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

(部会の開催)

- 第10条 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集し、その議長となる。
- 2 部会の会議は、部会の委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
 - 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
 - 4 部会の議事内容は、部会長が障害企画課長に報告する。また、障害企画課長は、部会長から報告を受けた内容を審議会において報告する。

(会議の公開)

- 第11条 審議会の会議は、公開とする。
- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。
 - 3 傍聴定員は、申し込み先着順とする。

(会議資料の配付)

- 第12条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

- 第13条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。
- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
 - 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第14条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第15条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(幹事)

第16条 条例第8条に定める幹事は、健康福祉局障害福祉部長が行う。

(庶務)

第17条 審議会の運営に必要な事務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(委任)

第18条 条例及びこの要領に定めるもののほか、審議会、分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの会の議決を経て、それぞれの長が定める。

附 則

1 この要領は、平成8年4月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成12年11月29日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成15年3月15日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。